山梨県 Yamanashi Prefecture

YCDC YAMANASHI

*Press Release*

報　道　関　係　者　各　位

令和 8 年 11 月 19 日
福祉保健部　感染症対策センター
感染症対策監　　小川　敏幸
電話　　055-223-1321

# 山梨県のインフルエンザの発生状況について
# （峡東、富士・東部保健所管内　注意報レベル入り）

令和 8 年第 46 週（11 月 9 日～11 月 15 日）の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

**インフルエンザの定点あたり報告数**

**峡東保健所管内：11.17　富士・東部保健所管内:10.57※1**

注意報レベル基準値の 10.00 以上となったことから、**峡東保健所管内及び富士・東部保健所管内はインフルエンザの注意報レベル※2 に入った**と考えられます。（中北保健所管内については、注意報レベルが継続。）

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1　【峡東保健所管内】 6 定点医療機関の合計報告数 67 人　67 人÷6 医療機関＝11.17
　　【富士・東部保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 74 人　74 人÷7 医療機関＝10.57

※2　県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が　1.00 を超える　流行入りの目安
　　保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が　10.00 以上　注意報レベル
　　保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が　30.00 以上　警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

| 週 | 山梨県 | 中北 | 峡東 | 峡南 | 富士・東部 | 参考）甲府市 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 46 週（11/9～11/15） | 16.42 | **29.17** | **11.17** | 4.67 | **10.57** | 7.40 |
| 45 週（11/2～11/8） | 12.30 | **21.33** | 6.50 | 3.00 | 7.14 | **10.40** |
| 44 週（10/26～11/1） | 9.09 | **14.00** | 5.00 | 4.33 | 8.57 | 5.80 |
| 43 週(10/19～10/25) | 7.30 | **11.00** | 9.00 | 1.67 | 5.29 | 2.60 |
| 42 週(10/12～10/18) | 6.64 | 7.00 | 8.83 | 2.67 | 6.00 | 6.40 |

【令和 7 年（2025/26）シーズン　保健所別注意報・警報レベル入り初回発令週】

| | 注意報 | 警報 |
|---|---|---|
| 中北保健所管内 | 第 46 週（11/10～11/16） | 第 47 週（11/17～11/23） |
| 峡東保健所管内 | 第 44 週（10/27～11/2） | 第 47 週（11/17～11/23） |
| 峡南保健所管内 | 第 49 週（12/1～12/7） | |
| 富士・東部保健所管内 | 第 46 週（11/10～11/16） | 第 47 週（11/17～11/23） |
| 参考）甲府市保健所管内 | 第 46 週（11/10～11/16） | 第 49 週（12/1～12/7） |

## インフルエンザの予防対策

**●インフルエンザを予防するために**

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、早めの**予防接種**を検討しましょう。

**●キーワードは「咳エチケット」**

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

**●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は**

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間（幼児は 3 日）は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

**インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。**

**【やまなし感染症ポータルサイト】**

https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html